

厳しい現実

- 加害者は、刑務所で眠れ、食事が出てくること、面会者を受け付けてくれたりすること、学校、病院、その他様々な場所に行かなくていいことが、うらやましくて仕方ない
- それに比べて、被害者遺族は・・・。
厳しい現実を突きつけられた

悲しみ

- 愛する家族を失った悲しみ
- 愛する主人を守ってあげられなかった悲しみ
- 主人の両親など主人を愛していた人々に悲しい思いをさせてしまった悲しみ

怒り

- 加害者に対し、遺族として何もできないこと
- 謝罪に来た加害者家族の反省のない態度
- 加害者たちの裁判での反省のない態度
- あまりの刑の軽さ

絶望

- 社会が被害者より加害者を応援する仕組みになっていたこと
- 個人で悲しんでいても何も改善されないこと

- 一生懸命努力してきたひとが虫けらのように殺され、殺したひとはがんばれば次の人生を謳歌できる
- 被害者はぼろぼろに傷つき誰からも守られずに死んでいくのか
- 子どもたちは何を目標に生きていけばいいのか

希望

- 犯罪被害者の会との出会い
 - 事件直後から裁判で刑が確定するまで大変なことばかり
 - 初めて共感するひとたちに出会う
 - 被害者の権利を獲得するのに立ちあがった先輩たちの存在
 - 初めてほっとする思いがした

中野区の犯罪被害者等相談支援窓口

- 平成20年4月設置
- 「中野区犯罪被害者等相談支援事業実施要綱」
 - 相談・情報提供・助言・紹介
 - 被害に関する手続き、付き添い支援
 - 教育・啓発
 - 専門知識を得るための情報収集・整理活用



緊急生活サポート事業 (緊急生活サポート事業実施要綱)

- 支援の対象
 - 区内にお住まいの方
 - 事件発生から3ヶ月以内の犯罪被害者等
- 支援の内容
 - 家事（買い物・調理・掃除など）
 - 外出（同居家族の通院介助など）
 - 育児・介護（ご自宅での見守り・保育園送迎など）



教育の大事さ

- 中野区では
 - 職員向け研修
 - 区民向け講演会
 - 区立小中学校でのお話会
- その他
 - 大学・高校で
 - 社会を明るくする運動で
 - 少年院で



犯罪被害者等基本法の理念

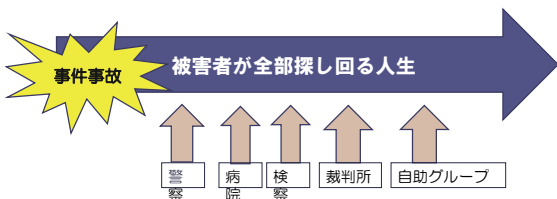
- 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し・・・途切れない支援を・・・



- 国の責務
- 自治体の責務
- 国民の責務

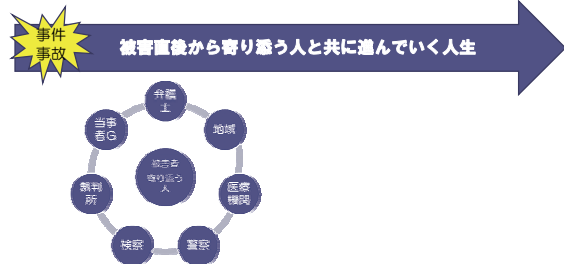


途切れている支援



一つひとつの支援が繋がっていない

途切れない支援



被害に遭われた方を中心に必要なことを共に考えていくことが大事